

Ⅲ 計画の推進体制等について

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられており、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。

国、市町村とも連携し、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組めます。

2 こども施策の共通の基盤となる取組

（１）こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図っていきます。

（２）こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できる

きるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が個人の価値観を尊重しながら、結婚、妊娠・出産、こどもや子育てを応援するといった社会全体の意識改革を進め、こどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

3 計画の推進体制及び進行管理

こども施策は、児童福祉、母子保健、雇用、教育、住宅などの各分野にまたがるものであり、部局横断的な取組が必要となります。

このため、「みやぎこども幸福計画」の推進に当たっては、「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」による庁内の連携体制を一層強化して取り組みます。「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」は、平成19年に設置され、知事を本部長として庁内の部局長等で構成されています。

進行管理に当たっては、この「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」のほか、庁外の有識者や子育て当事者等からなる「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」及び「宮城県子ども・子育て会議」において、進捗状況等に関する評価や検証を行います。「みやぎこども幸福計画」の理念達成に向け、合計特殊出生率を含む指標及び目標を設定し、その評価や検証を通じて継続的に施策の点検と見直しを図るとともに、計画の基本的方向性に基づいて推進する主な事業は、県の独自財源である「次世代育成・応援基金」も活用しながら、目標の達成に向けて果敢に取り組みます。また、その結果等については、次世代育成支援対策推進法第9条第6項及びみやぎ子ども・子育て県民条例第25条に基づき、毎年度公表します。

4 市町村等との連携・協働

こども施策の推進に当たっては、県民により近い立場で地域の実情を踏まえつつ事業を実施する市町村との連携・協働が不可欠です。県は、各種の支援や連携をより一層進めるほか、市町村におけるこども計画の策定を支援します。

また、こども施策は多くの分野にまたがるものであり、国、市町村はもとより、県民、NPO 及び事業者等を含む様々な団体と緊密に連携及び協働して推進していく必要があることから、「宮城県市町村少子化対策事業推進協議会」の活用等を通じて、地域社会全体で切れ目なくこども・子育てを支える機運醸成と、こども施策の効果的な実施を図ります。